

令和 4 年 第 2 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 4 年 2 月 10 日（木）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 56 分

場所：松橋東防災拠点センター

研修室 6・7

○出席委員

（農業委員）

1 番 正垣 安博	2 番 田口 昭也	3 番 中山 秀光
4 番 坂下 憲明	5 番 澤村 輝彦	6 番 本郷 幸弘
7 番 本崎 弘	8 番 山田 哲郎	9 番 川村 良行
10 番 坂本 節子	11 番 吉田 次一	12 番 城塚 正
13 番 本田 久		

（農地利用最適化推進委員）

○欠席委員（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない）

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

○事務局出席者：（事務局長）白木太実男 （審議員）園田 弥生 （主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 9 号 空き家に付随した農地の指定申請について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼・着席

事務局長 定刻になりましたので、ただ今から令和 4 年第 2 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき総会が成立しております。開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。新型コロナウイルスのオミクロン株の全国的な感染拡大によりまして、熊本県もまん延防止等重点措置をとっております。その関係で農業委員会の方も農業委員だけの出席にさせていただきました。またガソリン等の高騰により、農業経営も大変な時期を迎えていると思います。皆さんも大変でしょうけど頑張ってもらいたいと思います。それでは早速会議に入ります。

これより令和 4 年第 2 回宇城市農業委員会総会を開催致します。

議 長 それでは、議事に入ります前に議案書の訂正がありますので、事務局より説明をお願い致します。事務局。

事務局 議案の説明に入ります前に議案書の訂正を 2 点お願い致します。

まず 1 点目です。議案書の表紙の「3 議事の中の 4 番」の件数を 172 件から、「171」件へ訂正をお願い致します。

次に、2 点目です。議案書の 8 ページになります。申請番号 2-6 の備考の最後にあります「集落接続」につきましては削除をお願い致します。訂正は以上になりますが、議案書 105 ページの賃借権設定の表につきましては、件数や面積の修正点がございましたので、本日修正後の正式な表を皆様の机の上にお配りしておりますので、申し訳ございませんが差し替えをお願い致します。

訂正につきましては、以上でございます。お詫びし、訂正をさせていただきます。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、4 番 坂下委員、5 番 澤村委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題としお諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日に決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 5 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案書の 2 ページになります。

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 2 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領第 1 の 2 の（1）の規定により、意見を決定するため審議を求める。
以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

申請番号 1 番は、	三角 2 上村祐二委員に代わりまして、2 番 田口委員より
申請番号 2 番は、	5 番 澤村委員より
申請番号 3 番は、	不知火 3 早川委員に代わりまして、4 番 坂下委員より
申請番号 4 番は、	6 番 本郷委員より
申請番号 5 番及び 6 番は、	7 番 本崎委員より
申請番号 7 番は、	豊野 1 小田委員に代わりまして、13 番 本田委員より
申請番号 8 番から 10 番は、	豊野 2 川端委員に代わりまして、12 番 城塚委員より

それぞれ説明を求めます。

田口委員 申請番号 1 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲渡人は〇〇市に住んでおられ、土地は必要なく譲受人に寄付するということで今回の申請になりました。譲受人は家族 4 人と従業員 20 人で洋蘭を栽培しており、〇〇〇の会員でもあり、また認定農家でもありますので、問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

澤村委員 申請番号 2 番ですけれども、所在地は〇〇駅から北の方へ〇〇〇メートル行った場所になります。基本的に水田という地目になっていますが、周りがほとんど埋め立てされている状況にあります。譲受人が水稻と書

いておられますけれど、現地確認した状況では、非常に水田を耕作するのは現況は厳しいかなと、現地検討会では判断していたのですが、どうしてもお米を作ってみたいという申請がありました。ここの案件については、水利も現実的にありません。今年から現実的に作付けされるのかという点を、農業委員会事務局と確認しながら、進めたいと思っています。今のところは非常に厳しい状況になっていますので、これは農業委員会事務局の方と今後は現地確認しながら進めたいと思います。そういうことで審議よろしくをお願いします。

坂下委員

申請番号 3 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買となっております。この土地は譲受人の土地に隣接していることから、今回の売買に至りました。何ら問題はないかと思います。審議をお願いします。以上です。

本郷委員

申請番号 4 番について説明致します。詳細は記載のとおりであります。申請理由は経営規模拡大による売買となっております。その土地につきましては、譲受人が長い間、譲渡人をお願いをされまして耕作をされております。譲渡人におかれましては、〇〇県におられ高齢ということでこの度すべて耕作者の方に売り渡したいということで、今回の売買がされています。地目は田となっていますが、こちらは水田の方がないので、現状野菜等の栽培をされております。譲受人につきましては、現在水稻・いちごを経営されておりまして、何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願い致します。

本崎委員

申請番号 5 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。譲受人と譲渡人は元々親戚同士で、かなり以前から頼まれてこの土地を耕作しておられます。今回、譲渡人は自分が元気なうちに処分をしてほしいということでございまして、この申請となっております。譲受人も親・子・孫の三代で頑張っておられます。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

申請番号 6 番について説明を致します。この案件は親子でございまして、親の方から子どもに全部を渡すという案件でございます。地区でもかなり広く耕作をされており、リーダー的な存在で頑張っておられます。何ら問題はないと思います。よろしくご審議お願い致します。

本田委員

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買になります。譲受人は農地の取得にあたり、農業機械の所有状況、3 要件とも満たしており、許可は可能かと思われます。審議方よろしくお願い致します。

城塚委員

申請番号 8 番と 9 番については、譲渡人が同一ですので同時に説明致します。詳細は記載のとおりです。譲渡人が〇〇市に在住ということで、管理に帰れないということで両案件とも申請理由は贈与となっております。審議の程よろしくをお願いします。

続きまして申請番号 10 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。譲渡人は〇〇県となっておりますが、母親が地元に住居しております。申請理由は経営規模拡大による売買です。何ら問題はないかと思われまします。審議方よろしくをお願いします。

議 長

只今、申請番号 1 番から 10 番について、各委員よりそれぞれ説明がございましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手後、指名を受け起立して発言をお願い致します。

議 長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 5 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 4、議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。
議案第 6 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局

議案の 6 ページをお願いします。

議案第 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 2 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件について説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

申請番号 1 番は、

三角 2 上村祐二委員に代わり

申請番号 2 番及び 3 番は、
それぞれ説明を求めます。

まして、2 番 田口委員より
9 番 川村委員より

田口委員

申請番号 1 番について説明致します。詳細は記載のとおりでございます。申請理由は漁業用資材置場と網干し場でございます。申請人は奥さんと二人で漁業をしており、コハダ等を捕って関西、関東方面に出荷しておられます。平成〇年頃に土地を購入しましたが、その時には既に埋め立てであったそうです。始末書を添付してあります。排水同意、隣接同意も取っており問題はないかと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

川村委員

申請番号 2 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請事由は貸資材置場となっております。場所につきましては、〇〇駅〇側〇〇〇メートル以内で第 3 種農地になります。借受人は建設業をしておられ〇〇町〇〇で営まれています、〇〇町内での仕事が増えたため、この場所を選んだということです。総会資料を見てもらいますと、予定地の一部がコンクリートをしてあるため、始末書添付になります。排水同意もあり問題はないと思われます。審議の程よろしくお願い致します。

続きまして申請番号 3 番について説明致します。申請理由は農業用倉庫・農業用資材置場となっております。総会資料を見てもらいますと既にプレハブと倉庫が設置してあるため、始末書添付になっております。農業用施設ということで、許可は可能と思われます。隣接地はありません。排水同意もあり何ら問題はないと思われますので、審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、〇〇駅から 300m 以内の農地に該当し、農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、農用地区域内にある農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり、「農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 3 番について各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手後、指名を受け起立して発言をお願い致します。

議 長 何か質問等ありませんか。
 （ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 6 号について承認される方の挙手を求めます。
 （ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 6 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。
 議案第 7 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
 事務局。

事務局 議案の 7 ページをお願いします。
 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 次のとおり許可申請があったので審議を求める。
 令和 4 年 2 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の（4）アの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

申請番号 1 番は、	1 番 正垣委員より
申請番号 2 番は、	5 番 澤村委員より
申請番号 3 番は、	6 番 本郷委員より
申請番号 4 番は、	8 番 山田委員より
申請番号 5 番は、	松橋 3 河野委員に代わりまして、
	6 番 本郷委員より
申請番号 6 番は、	松橋 5 上村君博委員に代わりまして、
	7 番 本崎委員より

それぞれ説明を求めます。

正垣委員

申請番号 1 番詳細は記載のとおりです。転用目的は農産物加工場並びに体験型宿泊施設となっております。借受人は〇〇の方で手広く農産物の栽培、販売をされておりますけれど、三角の方でも生産をされておりました。〇〇の水害の時、地元の加工場が被災を受けられまして、三角の方で生産しているところで、その加工場が出来ればということで、今回の申請になっているみたいです。畑〇筆とも貸人が未耕作地で荒地になっております。それでそういう申請になっています。隣接同意、排水同意もいただいておりますので、問題はないかと思います。よろしくお願いします。

澤村委員

申請番号 2 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は個人住宅ということで申請されています。譲受人は譲渡人の子どもさんになりまして、娘さん夫婦が住宅を建てたいということでの申請であります。排水同意と隣接同意も取れております。何ら問題はないと思われま。ご審議よろしくお願いします。

本郷委員

申請番号 3 番について説明致します。詳細は記載のとおりであります。申請理由は個人住宅の建設をされています。一帯においては 5 世帯ほどの建設予定をされており現在 4 世帯目になっております。場所は〇〇保育園より東に〇〇〇メートルほどの住宅地に囲まれたところでありまして、排水同意も今回付いております。そのほか何ら問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。

山田委員

申請番号 4 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は分譲地となっております。2 区画の分譲をされるということで。場所は〇〇〇〇から南の方に〇〇〇メートル程入った住宅地の中にあります。住宅地の中にあるポツンとした耕作されていない農地であり、何ら問題はないかと思います。排水同意も取られています。ご審議の程よろしくお願いします。

本郷委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は個人住宅となっております。譲受人は〇〇〇にお住まいでしたが、先の豪雨災害によって被害にあわれたために、今回こちらの方に土地を見つけて建設を計画されております。譲受人の奥様が譲渡人の娘さんということで、今回土地の方は永年の貸借権設定となっております。排水同意もありまして、ここは下水も通っております。雨水につきましては排水溝の方に排水するというので計画されています。何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願い致します。

本崎委員

申請番号 6 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。申

請の理由は駐車場の建設です。ここは以前に工場の建設ということで申請があっており、現在は工場も立ち上がっております。この土地は工場のすぐ隣になっており、その工場が駐車場として使いたいということの申請でございます。場所は国道〇〇〇号線沿いの畑でございます。隣接同意、排水同意もあり問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願い致します。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地となります。今回は転用目的が 2 つございます。まず 1 つ目が、農産物加工場であり、農業用施設として転用されるものです。次に 2 つ目ですが、都市住民の農業体験及びその他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設として転用されるものです。この 2 点共に第 1 種農地の不許可の例外に該当しますので、転用は可能であると思われます。

次に申請番号 2 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番及び 5 番、6 番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 6 番について各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて起立して発言をお願い致します。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 7 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 7 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 8 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。
議案第 8 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 説明に入ります前に 1 点補足申し上げます。今回の申請につきましては、これまで JA との円滑化事業で契約を交わされていた方が、円滑化事業の終了に伴いまして、農業公社を通しての契約へ変更をされたために、今月の申請件数が大幅に増加しておりますことを申し添えます。

事務局 それでは議案の 9 ページをお願い致します。
議案第 8 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農
用地利用集積計画の決定について
次のとおり農用地利用集積計画案について審議を求める。
令和 4 年 2 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱第 9 の 3 の（１）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 議案の 9 ページから 37 ページまでの個人間での貸借権設定の申請番号 1 番から 48 番、議案の 38 ページの個人間での使用貸借権設定の申請番号 101 番、議案の 39 ページから 99 ページまでの農業公社を通した貸借権設定の申請番号 201 番から 313 番、議案の 100 ページから 101 ページまでの農業公社を通した使用貸借権設定の申請番号 401 番から 404 番については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

次の案件は各委員の案件となります。まず、議案の 39 ページから 40 ページまでの申請番号 201 番から 204 番、議案の 100 ページの申請番号 401 番から 402 番、議案の 103 ページの申請番号 503 番につきましては、澤村委員の案件となります。

また、議案の95ページの申請番号305番につきましては、川村委員の案件となります。さらに、議案の95ページから96ページの申請番号306番につきましては、吉田委員の親族の案件となりますので、後ほど審議します。

それでは、議案の102ページから104ページまでの所有権移転の申請番号501番から505番について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案の102ページをお願いします。
今月は、農業公社からの買い取りが1件、売り渡しが4件です。
面積は、5件中、田が12,810㎡、畑が988㎡、合計が13,798㎡です。
売買価格につきましては、総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

それでは、申請番号1番から48番、101番、205番から304番、307番から313番、403番から404番、501番から502番、504番から505番について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願い致します。

議 長

何か質問等ありませんか。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第8号の申請番号1番から48番、101番、205番から304番、307番から313番、403番から404番、501番から502番、504番から505番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第8号の申請番号1番から48番、101番、205番から304番、307番から313番、403番から404番、501番から502番、504番から505番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

続きまして、まず申請番号201番から204番、申請番号401番から4

02番、申請番号503番は澤村委員の案件になりますので、会議規則第12条の規定により、ここで退席を求めます。

（ 澤村委員退席 ）

議 長

それでは、審議を致します。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

議 長

それでは、申請番号201番から204番、申請番号401番から402番、申請番号503番につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願い致します。

議 長

何か質問等はありませんか。

（ 意見なし ）

議 長

意見も無いようですので、議案第8号の申請番号201番から204番、申請番号401番から402番、申請番号503番について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長

全員挙手です。よって、議案第8号の申請番号201番から204番、申請番号401番から402番、申請番号503番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みしましたので、澤村委員の入室を求めます。

（ 澤村委員入室 ）

議 長

続きまして、申請番号305番は川村委員の案件になりますので、会議規則第12条の規定により、ここで退席を求めます。

（ 川村委員退席 ）

議 長

それでは、審議を致します。本案件につきましては、各委員に送

付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

議 長 それでは、申請番号305番につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願い致します。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第8号の申請番号305番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第8号の申請番号305番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、川村委員の入室を求めます。
(川村委員入室)

議 長 続きまして、申請番号306番は吉田委員の親族の案件になりますので、会議規則第12条の規定により、ここで退席を求めます。
(吉田委員退席)

議 長 それでは、審議を致します。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

議 長 それでは、申請番号306番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問等ありませんか。

(異議なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第8号の申請番号306番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第8号の申請番号306番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、吉田委員の入室を求めます。

(吉田委員入室)

議 長

これで議案第8号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第7、議案第9号「空き家に付随した農地の指定申請について」を上程し、議題と致します。
議案第9号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。
事務局。

事務局

議案の106ページをお願いします。

議案第9号、空き家に付随した農地の指定申請について
空き家に付随した農地の指定申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和4年2月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由 宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準第4条第1項の規定により、農業委員会の議決が必要である。

続けて、詳細説明を致します。

今回、空き家に付随した農地指定申請書が提出され、本総会で承認を経て公示する必要があるため、皆様にお諮りをするものです。

審議番号1番は、田1筆で面積は876㎡、畑が2筆で901㎡、合計3筆で1,777㎡となっております。空き家の所在地は総会議案記載のとおりです。空き家バンクの登録日は令和〇年〇月〇〇日となります。皆様にお配りをしています総会資料を1枚めくっていただいたところに「空き家に付随した農地の指定」審議番号1のページをご覧ください。なお、申請地は〇〇町の現地検討会にて確認をされております。

それでは資料左下の図の〇色で囲っております部分が、空き家となり

ます。ご覧のとおり 1 番と 2 番の畑 2 筆は空き家に隣接をしており、現況としましては農業用機械を入れまして、除草し整地をすれば、耕作できる状態にありますので、指定は可能であると思われます。

次に 3 番の田 1 筆の現況ですが、除草し整地をすれば、耕作できる状況ではありますが、総会資料の図にありますように、空き家・空き地の筆と直接接する農地及び水路と道路を挟んだ農地ではなく、隣接をしております。そのため、事務局としましてはこの 3 番の田 1 筆につきましては、指定はできないものと見解をもっております。以上です。

議 長

続きまして、本田委員から現地検討会で検討されました結果を報告をお願いします。

本田委員

〇〇町の現地検討会において、農業委員と農地利用最適化推進委員で現地確認した結果、内訳①と②の畑については、隣接しており承認できるものと判断しました。また、内訳③については、直接隣接していないため承認できないものと判断しました。以上です。

議 長

ただいま本田委員からの報告と事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願い致します。

議 長

事務局から補足がありますのでお願い致します。

事務局

事務局から隣接についての取り扱いについての補足説明をさせていただきます。隣接している農地か否かの判断につきましては、昨年 2 月の総会で委員の皆様にお諮りをした際に、ご質問があったと思うのですが、その時の回答と同じ内容になりますが、隣接している農地つまり空き家に付随する農地とは、空き家・空き地の筆と直接接している農地及び水路と道路を挟んだ農地となります。そのため空き家や空き地に隣接をしていない農地は、空き家に付随するとは言えず、取扱基準に該当しないため事務局としては、田 1 筆は指定できないものと考えております。

以上です。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

本田委員からの報告及び事務局からの説明のとおり、審議番号 1 番については、内訳①と②の畑 2 筆は隣接しており、内訳③の田 1 筆は飛び地となっているおり、状況が異なっていることから内訳①と②の畑 2 筆と、内訳③田 1 筆で分けて採決を行います。

まず、審議番号 1 番の内訳①と②の畑 2 筆について採決を行います。
承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 9 号の審議番号 1 番、内訳①と②の畑 2 筆については、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 次に議案第 9 号の審議番号 1 番、内訳③の田 1 筆について採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手なし)

議 長 挙手なしです。よって審議番号第 1 番、内訳③の田 1 筆については、不承認と決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願い致します。事務局。

事務局 108 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきます。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で、本日の日程全て終了致しました。
これをもちまして、令和 4 年第 2 回宇城市農業委員会総会を閉会致します。慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2 時 56 分) 職務代理者による起立、礼。